西郷村告示第333号　　令和8年11月9日

公　示　送　達

下記に記載する者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達できないものであることから、地方税法第２０条の２の規定に基づき公示します。

なお、この書類は西郷村役場に保管してあるので受領して下さい。

西郷村長　　髙橋　廣志　㊞

記

氏　　名	書類の種類	督促状郵送日
小川　修	督促状	令和8年10月20日
中村　実	督促状	令和8年10月20日
株式会社　アクト	督促状	令和8年10月20日

書類を受領しない場合、地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を開始した日から起算して７日を経過したときは、送達があったものとみなされます。

以上